

学習塾講師検定審査員等に関する細則

公益社団法人全国学習塾協会

(目的)

第1条 この細則は、学習塾講師検定審査員規程（以下「審査員規程」という）に基づき、公益社団法人全国学習塾協会（以下「J J A」という。）の公認審査員等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査手数料)

第2条 予算の定めるところにより、公認審査員の審査に対し、審査手数料を支給する。
2 前項の審査手数料の支給基準は次の通り。

審査手数料

一 日当 6,000 円（実働3時間の場合）

ただし、実働時間が3時間を超過した場合は、1時間当たり2,000円を追加支給できるものとする。

二 交通費 J J Aの旅費規程による。

三 宿泊費 J J Aの旅費規程による。

(支部関係者)

第3条 審査員規程第4条第2項の二に定める支部関係者は、正副支部長とする。

(審査員資格認定試験)

第4条 協会は必要に応じて、審査員規程第4条第2項に定める試験を実施する。

(資格審査の申請料)

第5条 審査員規程第7条第2項に定める申請料は5,000円とする。

(初期研修の受講料)

第6条 審査員規程第8条第2項に定める受講料は15,000円とする。

附 則

この細則は、平成20年5月12日から実施する。

平成20年9月21日改正。

平成20年11月19日改正。

平成22年1月24日改正。